

佐労発基 0826 第1号  
令和3年8月26日

佐賀地方最低賃金審議会  
会長 富田義典 殿

佐賀労働局長  
加藤 博之



最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、令和3年8月24日付けをもって、佐賀県労働組合総連合代表者北野修から最低賃金法第11条第2項の規定により異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。